

はじめに～論文『日本の自殺』についてと市長の財政認識～

皆様おはようございます。吹田新選会の足立将一です。今議会から議会のインターネット中継が開始されました。選挙に行きたくなるわかりやすい政治を目指す私としては、非常にうれしいことです。インターネット中継の記念すべき第1回目のトップバッターで市議会最年少の私が質問させていただきますことを光栄に感じつつ、通告に従いまして代表質問を行わせていただきます。

皆様は、月刊誌、文藝春秋の3月号に掲載された論文、日本の自殺をお読みになられましたでしょうか。この論文は37年前に同誌に掲載されていたものですが、朝日新聞の若宮主筆がことしの1月10日の新聞で取り上げたことで話題になり、異例の再掲載となったものです。

内容は、高度成長に沸き、豊かさを享受している当時の日本が、かつて栄華を誇った古代ギリシャ、ローマ帝国の没落と同じ道を歩いているという視点で書かれており、ほとんどすべての事例において、文明の没落は社会の衰弱と内部崩壊を通じての自殺だったのであるとし、日本の間違った繁栄によって、道徳は荒廃し、人心はすさみ切り、日本人は病み、個性を失って茫然と立ち尽くし、自壊に向かっていると論じています。

この論文は、新選会のメンバー全員が生まれる前に書かれたものですが、その内容はまさしく的を射たものであり、37年経過した今、その問題点はますます肥大しているように感じます。

論文の著者は、日本社会の没落を防ぐためには過去の諸文明の歴史から学ぶべきだとし、五つの教訓を挙げていますので、紹介いたします。

一つ、国民が狭い利己的な追求に没頭してみずからのエゴを暴走をさせないよう、自己抑制をすること。

二つ、国民がみずからのことはみずからの力で解決するという自立の精神と気概を失わないこと。

三つ、政治家やリーダーが大衆迎合に走らず、指導者は指導者たることの誇りと責任を持って、言うべきことを言い、なすべきことをなすこと。

四つ、年上の世代が年下の世代にこびることなく、若者を鍛えてやること。

五つ、人の幸福をお金の物差しではかることをやめること。

以上の5項目は、日ごろ我々新選会が訴えていることと重なっており、吹田市の問題は、もはや吹田市だけの問題ではなく、こうした課題を改善していくためには、行政はただのサービスの提供者ではなく、広く国民や市民を巻き込んで、意識啓発や教育を充実させる政策にもっと力を入れていくしかない、何度も議会で訴えてきました。

このような意見を持つ我々からすると、**今回市長が出された施政方針には、**

問題解決や市民に夢を与えるためのビジョンらしいビジョンを感じません。2年目の施政方針でまだこの程度かという物足りなさを感じます。そうした思いから、まず今回は施政方針を書かれた市長のお考えを一つ一つ問うていきたいと思えます。

施政方針に目を通していくと、最初に目につくのは、財政運営と歳入確保です。財政運営は、財政非常事態宣言や借金に頼らないという文言が目立ち、入ってくるお金の範囲でやりくりさえすればいいんだという安直なお考えを市長が持たれているのではないかと心配しています。

市長の財政に対するお考えを知りたいので、国の財政運営はどのようにすべきと見解を持たれているのか、市長の見解をお聞かせください。今の市長と同じように、**国も財政非常事態宣言を出し、借金に頼らない財政運営をすべきなのではないでしょうか。財源が足りなければ、借金ではなく消費税などの増税をすべきなのではないでしょうか。なるべく詳しくお聞かせください。**

また、国と地方の財政運営の方針に違いがあっていいとお考えなら、その根拠をお聞かせください。

歳入確保については、使用料の値上げや収納率のアップしか書かれていませんが、国の経済が落ち込む中で、これだけでは将来的に市税収入の落ち込みをカバーできそうにはありません。ここにはもう少し具体的な財源確保策を書き込む必要があったのではないのでしょうか。

(井上哲也市長答弁)

足立議員からいただきました御質問に御答弁申し上げます。

初めに、国の財政運営についてでございますが、私はまずは国と地方の役割を見直すべきであると考えております。つまり内政に関することについては、権限を地方に移譲して地方の自主性に任せ、国は、外交や防衛、金融政策等の事務に専念すべきであるということでもあります。国は、地方の自主性、独自性を担保するとともに、収入に合わせた施策を展開すべきであると考えております。

(再質問)

市長に対して再質問させていただきます。

私ども議員は住民代表ですので、市長が大事になされる住民だと思って真摯にお答えを願います。

まず、1点目、財政運営についてです。

国の財政運営についてのお答えを全くいただいておりません、ぜひお答え。あるいは収入に合わせた施策を国もすべきだとお答えいただきましたが、となると、税収をふやすために増税という手をとるべきだとお考えなのでしょうか、この1点、まずお答えを願います。

(井上哲也市長再答弁)

再度の御質問をちょうだいいたしましたので、御答弁申し上げます。

最初に、先ほど真摯に御答弁をさせていただいたんですが、ぜひ今回もしっかりと聞いていただきたいことをまずお願い申し上げたいと思います。

国の財政運営です。増税ありきという話で御質問をいただいているんですが、私はまず国と地方の役割を見直すべきであると、そして権限を地方に移譲して、地方の自主性に任せて、国は外交や防衛、そして金融等の事務に専念すべきである。その中で、収入に合わせて支出を組むという財政運営の施策をすべきであると先ほども御答弁を申し上げました。

(再々質問)

市長に対してであります、財政運営に対して、これも少し話をすりかえられているのかなとは思うのですが、権限や役割の話ではなく、財政運営そのものについての方針をぜひ伺いたいです。例えば収入に合わせて支出を組むというのであれば、増税もやむなしということですか。あるいはサービスを削らなければならないということでしょうか。この点について伺いたいです。

(井上哲也市長答弁)

国の財政運営についてでございますが、37兆円の収入で94兆円の予算を組んだりとか、40兆円で92兆円の予算を組んで、さらには平成24年度は恐らく40兆円も入らない中で、さらに借金をして財政運営をされている。

そのことについての評価は別にしましても、私はやっぱりその収入に合わせて事業、国の運営をされるべきだ、先ほどから御答弁をさせていただいたのはそういう趣旨でございます、そのためにはやはり国と地方の役割をしっかりと変えていかなければいけないということの御答弁をさせていただきました。

そのことで増税をするかしないかは、そのことを踏まえた中で、判断は国のほうでされるべきであると私は考えております。

～地元経済の維新について～

施政方針の最後には、まちを元気にするためにとして幾つかの項目が挙げられています
が、よく見ると、阪口前市長が掲げられていたものとほとんど変わりがありません。12年
ぶりに市長が変わり、市民は期待したわけですから、三つの維新の一つがこの程度では困
ります。市内産業が潤い、税収が上がるような政策をほかにお考えであれば、やる、やら
ないはまだ追及しませんので、ぜひアイデアだけでもお聞かせください。

市長が顧問を務めておられる大阪維新の会の大阪府や大阪市の市長は、外部からたくさ
んの専門家を呼び、大阪の活性化のために優秀な人材の能力を使おうとしています。今後
市内産業活性化や今後のまちづくりのために、そのような人材を外部から登用することを
井上市長はお考えでしょうか。

(西山均産業労働にぎわい部長答弁)

市内産業が潤い税収が上がるような施策について、市長にとのことでございますが、産
業労働にぎわい部からお答え申し上げます。

まず、本市の産業の特徴として、卸売業の販売額が平成 19 年（2007 年）商業統計調査
によると、1兆 8,000 億円を超え、とりわけ機械の卸売業が集積しているという状況でご
ざいます。現在、機械の卸売業に対する実態調査を実施し、その分析を行っているところ
でございますが、3年間で販売額が10%以上伸びた事業所が17%あるとお答えいただい
ております。

卸売業全体が10%以上の販売額を上げれば、約 2,000 億円の販売額増となります。この
数字は、年間 2,000 万人の集客がある施設で1人当たり1万円を使ったと仮定した場合の
販売額に匹敵することとなります。

また、実態調査では、市の施策に対する要望として、販路の開拓・拡大への支援事業、
企業の製品開発強化や高付加価値化を促進するための支援事業、企業向けのセミナーを求
める声が上位を占めております。これらの事業所の実態を十分に把握して施策に生かして
いくことが、地元経済の活性化につながり、税収の増加につながるものと考えております。

これは一例でございますが、地道な方法ではございますが、今後とも本市の産業の強み
を一つ一つ正確に把握し、その有効な振興施策を見きわめて着実に推進してまいりたいと
考えているところでございます。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

(井上哲也市長答弁)

産業の活性化についてでございますが、一例については部長より御答弁を申し上げました。

12年間の市長と変わらないという御質問でございますが、私も市長にならしていただきまして、これまでの議会でも御答弁をさせていただいておりますが、新たな取り組みとして、昨年より商工会議所にも御協力をいただいて企業代表者との懇談会を開催し、本市に立地するメリット、デメリットや事業継続に当たっての課題など、経営者の視点から数々の御意見をちょうだいしております。

(再質問)

次に、地元経済の維新についてですが、担当部局や市長のお答えを伺っておりますと、維新という割には非常に地道な取り組みであると考えます。行動と言葉に非常にギャップがあると考えますが、市長の見解をお聞かせください。

(井上哲也市長答弁)

産業の活性化についてでございますが、地道な取り組みしかされていないという御質問をいただいたんですが、やはりこれも地道な取り組みが大切だということも1点ありますし、先ほども申し上げました新たな取り組みも、先ほど申し上げましたとおり商工会議所を通じまして、吹田市内の企業代表者との懇談会もこれからも続けさせていただきたいと思っております。

～ふるさと納税について～

歳入確保に関連する質問として、ふるさと納税について伺います。

9月定例会において、市長がおっしゃるように財政非常事態宣言であるならば、全職員の45%、およそ1,500人いる市外在住職員に対し、ふるさと納税の協力を求め、税収を確保してはいかかかと提案いたしました。それに対する政策推進部長の答弁では、ふるさと納税の推進に取り組んでいく中で、まずは市外在住職員に対して、本市財政を支え、少しでも市民サービスの質的向上につなげていくために、ふるさと納税制度による寄附を呼びかけてまいりたいというお答えをいただき、市長からも、今後、ふるさと納税を初めさまざまな分野から自主財源の確保に取り組んでいくという積極的な答弁をいただきました。

歳入確保については、庁内の有志職員による歳入確保策実行チームを結成し、具体的な制度設計に取り組んでいるとのことでしたので、市長初め全市職員が財政の危機意識を強く持ち、積極的な策を講じられたのだろうと推察しており、非常に期待しておるところでございます。

そこで、平成23年度9月定例会以降の歳入確保策実行チームの取り組み、何人体制でどのような目標で何に取り組んだのかをお聞かせください。

平成23年度9月定例会以降のふるさと納税をしてくださった方の数及び総額、そのうち1,500人おられる吹田市外在住職員によるふるさと納税額及び人数をお聞かせください。

また、副市長は市外在住と仄聞しておりますが、副市長は今回のふるさと納税に御協力なされたのか、お聞かせください。

(平野孝子政策推進部長答弁)

ふるさと納税についてでございますが、ふるさと納税制度は、生まれ育った自治体などふるさととして応援したい自治体への貢献の気持ちを寄附金としてあらわす制度でございます。本市におきましては、ふるさと納税制度を積極的に推進することは歳入の確保にもつながることから、これまでもホームページを通じて広く呼びかけてきたところでございます。

平成23年(2011年)9月には、歳入確保のそれぞれの取り組みごとに、庁内の有志職員による歳入確保策実行チームを結成し、ふるさと納税については、各関係部署の若手職員5人により、今まで以上に充実した方策となるよう具体的な制度設計に取り組んでまいりました。平成23年12月には、ホームページのトップページにふるさと納税のメニューを設け、周知の強化に取り組んだところでございます。

また、平成23年12月に政策推進部長名で各部長に対し、ふるさと納税制度を広くアピールしていただくとともに、ふるさと納税を通じて吹田のまちづくりへの参加を所属職員に周知していただくようお願いしたところでございます。

なお、平成23年度におきまして本市に御寄附をしていただいた方の数及び総額は、平成

23年12月末現在で11件1,107万1,000円でございます。そのうち、本市職員によりますものは、4件11万5,000円でございます。職員の寄附に関しての公表は、総件数と総額のみ限定することといたしております。

今後、他市の事例も参考にしながら、特典の検討も含めた制度の充実やホームページなどでのさらなる広報の強化を図るなど、これまで以上にふるさと納税制度を推進してまいりたいと考えております。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

(再質問)

ふるさと納税についてですが、歳入確保策実行チームをわざわざつくって、それが行ったのが、ホームページのトップページにふるさと納税のメニューを設けたということだけなのですね。今年度は11件だったということですが、平成20年度から22年度の件数をお答えください。

また、政策推進部長の名で各部長を通じて職員に周知したとのことですが、効果はたった4件です。政策推進部長は、このたった二つの行動で本当に吹田市外在住職員のふるさと納税件数が増えると考えたのでしょうか。常識的に考えて十分な取り組みとは言えず、政策推進部の怠慢にしか思えません。見解をお聞かせください。

あるいは市の方針の転換でもあったのでしょうか。これほど結果が出なかった原因をどのように分析されているのでしょうか、お答え願います。

副市長に対して1点質問いたします。個人的なことなので、副市長に対してふるさと納税の寄附を願うものではありません。明確な理由があって協力しないのであれば、そのように行動されてしかるべきだと私は考えております。

しかし、市長がやりたいと言い、政策推進部長がやると言ったのであれば、副市長という立場なら普通協力すると私は考えるのですが、協力しない理由が知りたいのです。

というのも、副市長個人に聞きたいわけではなく、1,500人もおられる全職員がこれほどまでに協力しない理由が知りたいのです。財政非常事態という状況にありながらも全く協力していないようにうかがえるのですが、ぜひ代表して見解を聞かせていただければと思います。

(平野孝子政策推進部長答弁)

ふるさと納税につきましての数点の御質問にお答えいたします。

まず、平成20年から22年の実績ということでございます。平成20年1月1日から12月31日までの寄附金の状況でございますが、10件250万5,000円、21年1月1日から12月31日までは、23件528万円、22年1月1日から12月31日までは、20件222万7,000

円でございます。

なお、御答弁の中では23年度の実績としまして、4月から12月31日までの実績を御答弁させていただきましたけれども、同じように23年1月1日から12月31日までの件数と金額につきましては、20件、総額が1,153万5,000円でございます。

次に、結果が出なかった原因は何なのかということでございますが、まずは取り組みに対する視点が狭かったとされているところでございます。

市外の職員を中心にこの取り組みを進めようと考えておりましたが、市に対する思いは、市外、市内、そういった区分は職員にはございません。みんなすべての職員が市に対しての熱い思いを持って、日々の業務に当たっているところでございます。

こういったことから、市内、市外の職員の区分をせずに広く呼びかけて、今後十分な周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、同じく視野の狭さというところになるのかもしれませんが、平成20年からこのふるさと納税に取り組んでいるところでございますが、この取り組みを強化するものとして、職員に限らず広く吹田市をふるさととして応援してくださる方へ、他市が行っているような特典の検討も行いまして、市内、市外に限らず広く市民の皆様に呼びかけてまいりたいと思っております。

御発言の中に副市長が協力しない理由は何かといったような御発言があったかと思いません。私は、答弁の中で件数と金額しかお知らせはしておりません。憶測による御発言、あるいは勘違いではないかと存じます。

寄附というものは、ふるさと納税に関してもそうですけれども、個人の意思で、みずからの思いでしていただくものだと思っております。個人名の公表でございますとか、個人ごとの金額についての公表をこのふるさと納税に取り組むに当たりまして、担当部局としては職員に関してはしないということを決めておりますので、こういったことの弊害もあるかと思っておりますので、御賢察の上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

(富田雄二副市長答弁)

ふるさと納税に関しましてお答え申し上げます。

個人の意思を尊重するという観点から、担当部長がお答え申し上げたように総数と総額のみを公表するというにいたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(再々質問)

まず、ふるさと納税についてであります。論点をすりかえられたら少し困るのですが、私は市外在職員に寄附を呼びかけると言った答弁に対して、その実効性を聞いているわ

けであります。今の御答弁の話ですと、市外在住者のみに寄附を呼びかけたので集まらなかったと、市内、市外に呼びかけると効果が出るというように聞こえるんですけども、私が申し上げたのは、市外在住職員に十分に呼びかけたのでしょうかという質問でした。

仮に十分に呼びかけたというのであれば、常日ごろから全庁的な取り組みをされている政策推進部の影響力に甚だ疑問を感じます。政策推進部が協力してほしいということに対して、全庁的な取り組みにならなかった、その理由をお答えください。

ただし、そのようなことは実際にはあり得ないと思います。政策推進部が進めようとするれば、必ず政策は推進されるべきものでありますので、そう考えますと、私は9月定例会でいただいた政策推進部長の答弁がほごにされたとしか思えません。

我々は議会で正確な発言に努め、答弁を引き出すことによって政策推進に寄与しようと考えております。もし、答弁してもやらないというのであれば、この議場の場で質問する意義すら失われる可能性があります。この点について市長はどう考えておられますでしょうか。

もう一点、副市長にいただいたものですが、当然寄附というものは個人の意思によるものであり、わざわざ公表するものではないということは十分理解しております。ただ、これは全職員の代表として答えていただきたい問題であります。これは別に個人が寄附しようがしまいが、そういうことではなく、市外在住職員がなぜ協力的ではなかったのか、それを市外在住代表者としてぜひ答えていただきたいと思うのですが、御答弁願えますでしょうか。

(平野孝子政策推進部長答弁)

ふるさと納税につきまして、市長にとのことですが、担当部として3度目の御質問に答弁させていただきます。

まず、市外在住職員に十分呼びかけたのかという御質問ということでございますが、答弁の中でも申し上げましたように、この制度を考える、実効性のあるものとして組み立てていくということで、9月の段階でこれに取りかかるという中では、短絡的に市外在住者だけを特に呼びかけてまいろうと考えていたところではございますが、そういった視点の狭さではなく、広く職員のほうに呼びかける、また市内、市外に限らず広く市民の皆様にも呼びかけるという制度のスキームに変えていったということでございます。

ただ、こういったスキームの変更といえますか、十分議論を重ねながら進めている時間がございまして、全体への呼びかけ自体が12月の12日になったということでございます。

こういった短い期間ですので、まだ効果は出ていないというふうに思います。これから自由意思を尊重すればこそ、きちんと時間をかけてこういったことを広く市内外に広めていきたいというふうに思っております。

政策推進部だからみんなが協力するだろうということでは、一つはないと思います。こ

これは政策推進に限らず、市の取り組みとして全部局が、いろんな制度がございますけれども、それぞれ考えて取り組みの強化というのは進めているところでございます。

このふるさと納税につきましても、政策推進部として十分な検討を今後も重ねながら、有効な制度になるように取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

(富田雄二副市長)

答弁無し

(井上哲也市長答弁)

ふるさと納税であります。御指摘いただいて議会で御答弁をさせていただきまして、それぞれ担当部で今取り組みをさせていただいております。

ただ、御指摘いただいておりますように、議員から見たらまだまだ効果があらわれていないということだと思います。これからも取り組みをさせていただく中で、市の職員が4件だということは、非常に私も、これでいいかどうかはまだこれからのことにさせていただいて、ぜひよろしくお願いを申し上げたいんですが、やはり歳入の確保という意味では、ふるさと納税は非常に大切だと思っております。もしお許しをいただけるのであれば、御質問いただいた議員さんもぜひ御協力をお願いを申し上げたいと思います。

～市役所内の情報化推進について～

次に、庁内改革の一環として、電算システムの合理化によるコスト削減について伺います。

吹田新選会は、かねてより職員の業務効率の上昇、労働環境の改善、コスト削減のために、システム改善及びパソコン台数の増加を要望してまいりました。今後人員削減が図られる中、現在人の手で行っていることをパソコンに任せる、あるいはより効率よく行うといったことが必ず必要となります。また、これほど情報化が進んだ社会においては、システムについて能力を持った人材をどんどん育て、体制を整えていく必要があります。

吹田市において平成21年7月に出されました基幹系システム再構築計画を読ませていただきましたが、そこには現在使用している大型汎用機をオープン系のサーバーに変更する必要性が書かれています。冒頭には我が市の弱点が書かれており、職員体制上、大型汎用機を運用していくためには外部委託に頼らざるを得ず、コスト高になってしまっています。

現在のシステムでは、職員が減り続ける中、知識や技術が継承されておらず、今後、費用の面でも技術的な面でも、オープン化せざるを得ないことがよく理解できます。また、データベースやプラットフォームの共通基盤を整備することで、23年度、およそ13億円計上されていたIT関係予算を削減することも可能です。

再構築方針では、23年度までに業務整理を進め、自律的な業務見直しの仕組みを確立し、24年度以降に再構築の本格化に取りかかるとしています。

まず、再構築計画の実施状況についてお聞かせください。経費削減のためにも、今後の情報化推進のためにも、基幹系システムの再構築はより優先度を上げるべきであると考えますが、市長の見解をお聞かせください。

情報化推進には、専門的な知識とスキルが求められます。現在ITガバナンスの責任者、CIOは富田副市长がつかれていますが、副市长は業務が多忙であるため、専門家を1名CIOとして雇い、たとえ一時的には費用がかかったとしても、優秀なコンサルタントや臨時雇用員、再任用職員を利用し、スピードアップを図るべきであると考えます。今後の情報化推進の具体的な展望をお聞かせください。

(川下貴弘総務部長答弁)

基幹系システム再構築計画の実施状況につきましては、現在全体計画を検討している中で、これまでに実施した業務整理の成果物を検証しつつ、総務省が地方公共団体への導入を進めている地域情報プラットフォームを前提に、システム要件の検討を進めているところでございます。

本事業は優先度が高いと考えており、今後は全庁的な協力体制のもと、スピード感を持ちつつ、安全、確実に再構築を進めてまいりたいと考えております。

今後の情報化推進の具体的な展望についてでございますが、本市におきましては、すべ

での市民が便利さを実感できるサービスの充実を図るため、ITガバナンスのもと、計画的で持続可能な情報化のまちづくりの推進を掲げております。そのため、市民サービスの向上につながるシステムの構築を目指し、外部の専門家による技術的な支援も受けながら、CIOを中心に組織横断的に進めてまいりたいと考えております。

(市長答弁)

情報化推進についてでございますが、基幹系システムの再構築におきましても、庁内改革の取り組みの中で、選択と集中の考え方を踏まえながら、事業の優先順位を十分に検討してまいりたいと思っております。

～公務員改革について～

次に、公務員制度改革についてです。

施政方針には、公務員制度改革については、まず、私を初め特別職の給与カットを実現し、職員の理解を得て給与制度の抜本的な改革を果たしましたと書かれていますが、市長にとっての抜本的とは一体何なのでしょう。

12月定例会で上程された職員給与制度の改定では、手当の廃止という点では評価できると考えていたのですが、手当を廃止した分は給料表の改正によって給料として支払われており、時限的な給料カットを除いて考えれば、平均人件費は810万円程度からほとんど変わっておりません。

施政方針の文言だけを見ると、給与制度改革によって人件費が下がったようにとれるのですが、実質人件費が下がるのは、退職者による職員数の自然減と2年3カ月の時限的な給料カットによってがほとんどです。

そこで、市長に伺います。市長が職員の理解を得て果たしたと誇っておられる給与制度の抜本的改革とは、具体的には何のことを指すのでしょうか。そして、市長はどのような給与制度改革が必要で、どんな制度を理想と考えておられるのでしょうか。市長の公務員の給与に関する哲学をお聞かせください。

給与を下げるということに対し、反対することに抵抗を感じ、前回の議会では一応は賛成いたしました。我々はその程度で抜本的改革とは思っていません。今後さらなる見直しを要望しますが、市長はもうこれで4年間職員に対する給料削減という意味での改革は行わないつもりですか、お答えください。

我々は、今後市民に対するサービスの廃止などがあるたびに、市民からのクレームの矢面に立たねばなりません。もちろん財政上、事業のカットは必要なことだと思いますので、そこは市長に協力いたしますが、その前提として公務員改革も十分にやりましたのでと説明したいと思います。よろしく願いいたします。

(川下貴弘総務部長答弁)

次に、給与制度の抜本的改革についてでございますが、今般の給与制度改革につきましては、市民理解を得るために、給与水準の適正化、国・府準拠の徹底及び職務、職責に応じた給与制度の確立を目指し、全面的な制度改革を実施したものでございます。

具体的には、給与制度の根幹である給料表を大幅に改正することにより、国家公務員における同等の役職者より高い給料を支給するわたりの撤廃、昇任時には国並みに昇給する制度の導入など、職務、職責に応じた給与構造への転換を図り、頑張った者が報われる給与制度を実現いたしました。

また、諸手当につきましても、市民理解の得られない特殊勤務手当や住居手当の一律加算、さらには期末・勤勉手当の役職加算などを見直し、給与制度全般にわたる抜本的な改

革を実施いたしました。

今後のさらなる給与制度の見直しにつきましては、給与制度と給与水準について、市民の理解を得つつ、より職務、職責に応じた給与制度となるよう、社会経済情勢に応じた改革を継続してまいりたいと存じます。

(井上哲也市長答弁)

給与制度改革についてでございますが、「行政の維新プロジェクト」マネジメントチーム会議で議論を行い、改革の工程で方針を明らかにした上で、所定の手続きを経て12月議会で御承認をいただき、抜本的な見直しを実現したものでございます。

(再質問)

市長に対して再質問させていただきます。

公務員制度改革についての抜本的、市長が使われた抜本的という言葉の意味を私は伺っております。さまざま改革されたことは当然知っておりますが、抜本的な改革、今現状ですと、給料表の改正などは、職員にとってはいいかもしれませんが、市民から見ますと、余り歳出が変わらないとなります。単に給料カットを抜本的という意味で申されたのでしょうか。ぜひ見解をお聞かせください。

(井上哲也市長答弁)

給与制度改革が抜本的な見直しになっていないという御指摘ではありますが、今回の給与制度改革、大阪府下でラスパイレス指数が1番であったのが、およそ23位まで落とさせていただきました。そして、いわゆるわたり制度も廃止をさせていただきました。そして、諸手当の見直しもさせていただきました。このことをもって私は抜本的な見直しと申し上げます。

(再々質問)

あと、抜本的の意味というのは、抜本的の意味自体を伺っているんです。私は何も改革が行われていないということを申しておるわけではありません。ただ、抜本的と主張されるのであれば、それが市民から見た場合、大幅に給料が削減されるというふうにとられかねないですよという忠告であります。

恐らくお話を聞いておりますと、給料表の改正や手当の廃止等で職員がもらうべきもの

をもらうということを抜本的な改革ということでおっしゃっており、恐らく給与削減はそこに含まれないのかなと思うのですが、この認識に対して市長の見解をお聞かせください。

(井上哲也市長答弁)

給与制度改革、先ほども御答弁申し上げた中で抜けていたんですかね、給与制度の給料表を改正すると。これも改正をさせていただきましたが、このことについては、昨年、「行政の維新プロジェクト」マネジメントチーム会議ということで、アドバイザーの先生も来ていただきまして、議員の皆さん、そして報道の皆さんにもオープンにさせていただいた中で、3%から12.5%を決めさせていただいたのが、あの職員に対するカット率です。

これがまだまだ足りないということであれば、まだまだ取り組みをするということの前提の中で、議員さんの皆さんで、いやこの数字はだめだと、さらにやってほしいということでまとめていただいて、我々に御指摘いただくのも二元代表制の一つではないかなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

～給食調理の民間委託について～

次に、コスト削減という観点から、官から民へについて伺います。

昨年9月に行われた吹田市事業見直し会議において、平成30年までに8校程度、給食調理業務の民間委託を導入するという方向性が示され、その後11月の政策会議では、市としてアウトソーシング推進に取り組むこととするとされたことから、吹田市として給食調理の民間委託が正式に決定されました。

吹田新選会は、かねてより給食調理員の人件費の観点と既に民営化に取り組んでいる他市の事例から、給食調理の民間委託についてたびたび提案してきました。ですから、このたびの方針決定を非常に喜ばしく思います。これによって浮いた予算をぜひ教育費に充てていただきたいと思います。

今後スピード感を持って民間委託を進めることを期待いたしますが、平成22年3月にいただいた答弁との関連で数点質問いたします。

まず、当局が考えておられる民間委託のメリットをお答えください。民間委託には経費削減の効果が挙げられますが、今回民間委託するに当たり、直営と比較した場合の効果額をお示してください。

平成24年度においては何校民間委託するおつもりで、その学校はどのような基準で選ばれたのでしょうか。今後は全校民間委託という方針なのでしょうか。事業見直しで挙げられた8校という数字が、政策会議で消されたのはなぜでしょうか。

次に、民間委託による懸念として、衛生面及び安全面の不安が指摘されることがあります。お隣の箕面市では、委託校の選定においてドライシステム導入や学校栄養職員がいる学校などを選ぶことによって工夫されているようですが、我が市ではどのような対策をとられるおつもりでしょうか。

平成20年5月及び22年3月の答弁では、民間委託に対する保護者の不安が大きいことを民間委託を拒む理由として挙げられていましたが、この保護者の不安というものをどのような手段によって解消するのでしょうか。民間企業は問題を起こした場合、契約の打ち切りや業務停止という可能性もあるため、緊張感を持って仕事に取り組まれることから、民間に委託することは危険なことではないと私は考えますが、保護者の不安があったということなので、その解消策をお聞かせ願います。

次に、平成22年3月の段階においては、その当時から9年間は配置基準の見直しのほうが経費削減の効果は大きいと説明されていましたが、今回民間委託されることになりました。今回民間委託されたということは、経費削減効果以外に民間委託するメリットがある、あるいはその試算自体が誤っていたか、虚偽の答弁をしたことが考えられます。説明を求めます。

(徳田育朗学校教育部長)

小学校給食調理業務の民間委託によるメリットとしての経費削減効果についてでございますが、小学校給食調理業務を直営実施する場合との比較における経費削減額につきましては、学校規模により配置人員数が異なりますことから、その効果額は異なりますが、民間委託することにより当該小学校の事業費は、年間でおおむね 200 万円の経費削減ができるものと見込んでおります。

次に、平成 24 年度（2012 年度）での民間委託を導入いたします学校数につきましては、3 校での導入を計画しているところでございます。

なお、対象校の選定に当たりましては、本市で初めて取り組みを行う事業であるため、衛生管理に万全を期することができるよう、給食調理室がドライ方式、またはそれに準ずる仕様となっていること、学校栄養教職員が在籍していること、調理食数が異なる学校での事業検証が行えるよう考慮しながら実施校を選択してまいります。

次に、今後の小学校給食業務の委託化の推進についてでございますが、昨年 11 月の政策会議において小学校給食調理業務のアウトソーシングを推進するとの方向性が決定され、本年 2 月 10 日策定のアウトソーシング推進計画に基づき、平成 30 年度（2018 年度）までに 9 校の委託化を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、民間委託による懸念につきましては、経済性の追求によります安心・安全面での弊害や、民間委託先の経営が行き詰まった場合に継続的な学校給食の運営ができなくなるなどが挙げられます。これらの懸念に対する対応策として、事業者の経営状況を含め、受託業者を慎重に選定してまいりたいと考えております。

また、プロポーザル方式により受託業者を選定することで、衛生管理面を初め、安心、安全な給食調理を実施できるよう十分に精査を重ねてまいりたいと考えております。

さらに、業務委託開始以降におきましては、調理業務の管理方法等について、受託業者と十分に協議を行ってまいりたいと考えております。

このような取り組みを行うこととあわせて、保護者の不安の解消策につきましては、説明会を開催するなど、保護者の皆様に対しまして御理解を得られるように努めてまいりたいと考えております。

次に、平成 22 年（2010 年）3 月時点における民間委託による経費削減効果についてでございますが、当時算出しておりました経費削減効果につきましては、国基準での給食調理員の配置人数をもとに他市を視察した際の聞き取りなどから委託料を概算金額で見込んでおりましたが、今回再度金額の精査を行いましたところ、社会情勢の変化などから委託料の見込み額が下がる結果となり、当時の見込み額と差が生じたものでございます。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

（再質問）

平成 22 年 3 月での答弁で出していたいただいた試算が、正確になされていなかったのではないかとこの点についてです。

平成 22 年 3 月においては、9 年間は委託しないほうが安いとしながら、わずか 1 年半程度で民間委託したほうがコストが安いというふうに試算が変わったようです。試算が変わった理由として社会情勢の変化を挙げておられますが、平成 22 年 3 月から我が市が民間委託を決定するまでに給食調理民営化委託費の試算に影響を与える社会情勢の変化として、具体的にはどのようなことがあったのでしょうか。当時の試算と現段階での試算、どのように計算を変えたことで、委託のほうがコスト安になるという結果が導かれたのでしょうか。当時の試算と現段階の試算を具体的にお答えください。答弁によっては、今後答弁でいただく試算が全く信用できないという結果を招くこととなりますので、慎重にお答えください。

給食調理に関しては、もう 1 点ございます。-----

(柿原真生議員)

先ほどの足立議員の再質問の中で、1 回目の質問の中で述べられていない部分がありまして、これは先例に基づく議会の質問のルールとは違うということがありますので、その部分についての撤回を求めます。-----の部分です。-----の部分です。

以上です。

(木村裕議長)

ただいま柿原議員から足立議員の発言は不穏当と認められるので、議長において発言の取り消しを命じられたいと発言がありました。

議長においても不穏当と認めますので、地方自治法第 129 条に基づき、発言の取り消し

を命じます。

なお、会議録は、後刻議長において調整の上、処理いたしますので、御了承願います。

(徳田育朗学校教育部長)

再度の御質問にお答え申し上げます。

平成22年(2010年)3月時点におきます小学校給食民間委託におけます委託料の積算についてでございますが、その当時におきまして先行実施します団体のほうへの調査、聞き取り等、これは先ほどのお答えでも申し上げましたが、聞き取り等を行った結果試算したものでございまして、その時点においてはできる限りの情報をもとに積算したものと考えております。

今回額が変わりましてということについては、社会情勢の変化ということでの御答弁を差し上げたわけですが、**当時と現在と比べますと、給食調理業務を委託いたしております団体におきまして、その件数がかなり上昇しておる、ふえておるという点が1点。それと委託料の主な構成要素につきましては、その内容が人件費でありますことから、その当時の委託料の積算となっております人件費そのものが、現在と比べると若干高かったんではなかろうかということが考えられます**ので、よろしく願いいたします。

(再々質問)

22年3月と比べて件数がかなり増大したとの御答弁でしたが、具体的に何パーセントほど増大したのでしょうか。やはり甚だその当時の、22年3月時点と現時点における推計がこれほどまでに大きく異なるというのは理解いたしかねます。もう少し理解できるような御答弁をお願いいたします。

また、民間委託を進めるということにより、パートやアルバイトが今後削られていくということになると思います。今後、現在働いておられる調理員、正職員の方々、再任用の方々の業務態度について、次に御紹介するようなメールがございます。以後業務改善に利用していただきますよう、これは御要望にいたします。では、紹介いたします。

私は、我慢の限界です。理由を聞いてください。アルバイトと社員は8時から4時半までの仕事で45分休憩で、パートは10時から2時45分で45分休憩です。社員とアルバイトは、朝野菜を切り終わると休憩に入ります。9時45分から10時半まで、その間パートは重たい食器を一人か二人で運び、準備します。社員の補助でパートに来たのに、社員が休んでいる意味がわかりません。仕事も3時には終わり、その後はみんなでテレビを見ているそうです。

私は社員にアルバイトとパートは同じ賃金で休憩も同じ45分ですと伝えたら、パートは一番位が低いんや、嫌やったらアルバイトになるか、やめるか、どっちかにしろと言われました。ほかの学校のパート、アルバイトに聞いたところ、何校か同じようでした。今の実態です。何とかしてください。

このようなメールをいただきました。今後民営化を推進するに当たっては、このような給食調理員、正職員の業務実績もしっかりと改善していかなければならないと思いますので、これは要望にとどめておきます。

(徳田育朗学校教育部長)

再度の御質問にお答え申し上げます。

社会情勢の変化ということで先ほどお答えいたしました給食調理業務委託実施の団体におけます件数でございますけれども、**具体的に率、何パーセントの件数が増加したということについては把握いたしておりませんが、近隣の団体でございます茨木市等におきましては、ここでは茨木市では給食の調理委託業務を平成 19 年度から開始されまして、それ以降、茨木市内での調理委託対象校の件数が年々ふえてるということで聞いておりますし、ほかにも岸和田市等でも、ここ最近調理委託業務を開始されました団体におきましては、年々その校数がふえているという状況がございます。**

それと、もう 1 点の御質問ですが、22 年 3 月時点での算定につきましては、1 回目の御答弁でも差し上げましたが、あくまでも 22 年 3 月時点で積算いたしましたのは、国基準の給食調理員の配置基準に基づきまして 1 人当たりの金額、委託料に含まれます人件費相当額を掛け合わせて、概算で直営との比較対象としたものでございます。

今回の効果額の積算をするに当たりましては、実際この茨木市等の先行する団体について、件数もふえておりますので、いろんな給食数の委託状況がございます。その委託状況を勘案しながら、より精査しながら積算したものでございますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

～地域委員会について～

(質問)

市長の選挙公約の一つである地域委員会についてですが、さまざまな市民サービスが削られる中で市長独自の積極的な政策の一つであるので、私は注目しておるのですが、いまだに理解いたしかねます。現在検討委員会を開いて制度設計に取り組まれているとのことですが、その制度設計はいつまでに完成し、何年度をめどにモデル実施されるおつもりでしょうか。

この地域委員会で市長がたびたび強調しておられる、地域のことは地域で決めるという言葉。非常に美しい言葉ですが、市長がおっしゃるような地域委員会で本当にそのようなことが実現できるのでしょうか。市長と議会の二元代表が定められた地方自治の制度上、地域委員会は市長当局の附属機関とならざるを得ません。となると予算要望権くらいしか与えられないと考えられます。現在名古屋で実施されている地域委員会も、そのような制度となっております。

地域委員会が予算が必要と判断しても要望するくらいしかできず、たとえ地域委員会が要望したとしても、市長が必ず提案するかどうかは事前に決定しておくことができず、あくまでも参考にする程度のことを要望できるだけです。

つまり選挙という手法を使って住民の声を代表したとされる地域委員会に与えられる権限とは、市当局の課長が有している程度の権限にしすぎないと想定されます。それを地域の課題は地域委員会で解決できますと言ってしまつてよいのでしょうか。吹田をよくしたいと地域委員会の委員に手を挙げた人に何と説明するのでしょうか。

今回の地域委員会について、課題が多々あると考えます。誇大広告的なものではないかという点。市民の意見を聞くということに選挙を用い、莫大なお金と手間をかけてよいのかという点。同じ選挙で選ばれているのに、議会は議決できて、地域委員会は意見ができるだけで、市長に意見をひっくり返されることもあるという点で、同じ住民代表として矛盾が生じるのではないかという点。少し考えただけでも、このような課題が見えてきます。

このような新たな制度を立ち上げる必要性がどこにあるのでしょうか。地域委員会でしか解決できない問題点をお答えください。

市長の選挙公約なので、おおまかな制度の青写真を市長はお持ちだと思いますが、ぜひ現段階の市長の構想をお聞かせください。それとも地域委員会をつくるという花火だけ上げ、具体的なイメージはなく、他人にお任せという無責任なものなのでしょうか。地域のことは地域で決めるという非常に大事な政策なので、なるべく詳しく聞かせていただければと思います。

(吉川英次市民文化部長)

(仮称) 地域委員会についてでございますが、現在学識経験者、市内の公共的団体の代

表、公募市民等から成る（仮称）地域委員会研究会や庁内の検討・推進会議におきまして、その創設の是非も含め、本市にふさわしい制度のあり方の検討を始めたところでございます。

制度設計の完成時期、モデル実施のめどにつきましては、本制度が地域に一定の権限と財源を移譲する大きな改革であり、地域の十分な御理解と御協力なしには進められないと認識しておりますことから、平成 24 年度（2012 年度）から平成 26 年度（2014 年度）にかけて、地域住民との懇談会を開催しますほか、モニタリング調査なども利用しながら、十分に市民意見をお聞きするとともに、その間、研究会等でも時間をかけて慎重に議論を重ねてまいりたいと考えております。その後、一定の検討を終え、仮にモデル実施をするということになりましたら、平成 27 年度（2015 年度）以降に行ってまいりたいと考えております。

次に、（仮称）地域委員会の権限については、議員御指摘のとおり現行では市長と議会の二元代表制となっておりますことから、（仮称）地域委員会には行政に対する予算提案権を付与することはできましても、その提案の可否の決定権限はあくまで議会が有するものでございます。

ただ、具体的にどこまで（仮称）地域委員会に権限を付与するかにつきましては、今後、研究会に投げかけながら議論を深めてまいりたいと考えております。

また、地域のことは地域で決める、住民が市政運営に参画するという理念のもと、一定の権限と財源を付与しようとするためには、選挙により地域の代表性を担保することが重要であると考えており、地域事情を一番熟知するさまざまな団体、個人などが相互に連携し、きめ細やかな課題解決を図れるような新たな組織が必要であると考えております。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

（井上哲也市長）

地域委員会についてでございますが、真の地域主権の確立のためには、地域のことはみずからが決定し、その責任もみずからが負うという視点に立って、地域住民の皆さんに地域それぞれ個性あるまちづくりを進めていただきたいと考えております。

一定の権限と財源を市から移譲する、これは財源でありますから、市民から預かっている税金であります。非常に大切なものでありますので、地域の代表性を担保することが一番重要なことであり、多くの地域住民の方の理解を得る一番ふさわしい方法が、私は選挙であると考えております。

～透明な市政運営について～

透明な市政運営についてですが、わざわざ項目を設けた割には、中身に内容がありません。審議の過程を公開すれば透明な市政運営だというのは、余りにもお粗末です。出来レースのような会議を見ても、何も意味がありません。この点は我々議会側にも言えることですので、議会は議会改革特別委員会などで改革を進めます。市長や理事者側にも今後の改善を要望しておきます。

もし、透明な市政運営というのであれば、不正がないという意味での透明さを追求され、市民に示されたほうが良いと考えます。井上市長と同じ維新の会の大阪市の橋下市長は、市職員に対する議員などからの口ききや要望について、すべてを記録して文書に残し、情報公開の対象にする方針を決めましたが、本市でもこのように記録し、文書に残し、情報公開していく方針をお考えでしょうか。市長及び担当部局の考えをお聞かせください。

また、本市でも、保育所の入園に関して議員からの相談があったということで、担当課から何人かの議員に対し、今後そういった要望はお受けしませんと説明に回られたと仄聞しました。

ここで問題となるのは、何をもちて口ききというかのガイドラインです。もちろん各議員の倫理観に任される部分が大きいとは思いますが、市長も市議、府議と議員経験がおありなので、我々や市職員のガイドラインにするためにも、どこまでが倫理的に許される職員への相談で、どこからが倫理上問題となる議員の口ききに当たるか、見解をお聞かせください。

また、関連する質問をしますが、本市では職員に対して、議員などから強い圧力を感じるような要求があった場合には、吹田市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づき、不当要求を通報できることが定められています。条例が施行されてからこれまでに不当要求通報は何件ありましたか、お答えください。

また、この条例を拝見いたしますと、いろいろと改善点が散在しているように感じます。

まず、一つ目といたしまして、公正職務監察員についてです。条例では公正職務監察員を置くとなっていますが、いつどのように選任されるか明記されておりませんし、選任後、だれが公正職務監察員であるかを公表している様子もありません。これでは、職員が公益通報を行おうとしても、だれにしてよいかわからないのではないのでしょうか。

現在この監察員はどのように選任され、選任後、どのように公表されているのですか。また、今選任されている公正職務監察員はどなたでしょうか、お答えください。

(川下貴弘総務部長)

口ききに係る記録と公開についてでございますが、現在のところ不当要求行為に該当する場合についてのみ記録することを義務づけておりますが、不当要求行為であるかどうか判断がつきにくい微妙な事案も多いことから、すべての事案を記録する手法につきましては、一定有用性があるものと考えております。

しかしながら、反面、口ききを記録することが過度の制限につながるならば、住民の声を行政に届ける重要な議員活動を抑止し、萎縮させるおそれがあるものと考えております。今後、既の実施している自治体の事例も参考にしつつ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、通常の議員活動の一つである正当な要望などと不当要求行為に該当するおそれがある口ききとの区別の基準についてでございますが、特定の者に対し有利または不利な取り扱いをすることを求めるなど、職員の適正な職務執行を妨げ、または妨げるおそれがある要望、相談、苦情などを面談等により職員に伝える場合には、不当要求行為に該当するおそれがある口ききに当たるものと考えております。

次に、不当要求行為の通報件数についてでございますが、平成 21 年（2009 年）4 月の吹田市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例、いわゆるコンプライアンス条例施行以来、通報はございません。

次に、公正職務監察員についてでございますが、コンプライアンス条例施行の際に大阪弁護士会に適任者の推薦を依頼し、同会から紹介のありました速見由昭弁護士と中西哲也弁護士に委嘱をしているものでございまして、両氏の氏名、連絡先等につきましては、吹田市コンプライアンス・ガイドブックに記載をするとともに、折に触れ公益内部通報の外部通報先である旨の通知を行うことにより、すべての職員に対して周知徹底を図っているところでございます。

（井上哲也市長）

公正で透明性の高い市政運営を進める上では、コンプライアンス条例のもと、法令を遵守することが当然であると考えております。

議員活動に伴う要望や御相談であっても、場合によっては不当要求行為に該当する可能性があるということにつきましては、先ほど担当部長が申し上げたとおりであります。

議員の口ききについては、私が申し上げるということも大切かも知れませんが、口ききと言われている行動を行う議会側みずからが、口ききのガイドラインを決めるということも私は必要であると考えております。

（再質問）

議員の口ききについてですが、これは議会が当然みずからの倫理観に従ってやるべきであると考えておりますが、あえて市長に伺ったのです。お答えいただけないのであれば、それはそれで構いませんが、ぜひお答えいただければと思って質問させていただきました。よろしく願いいたします。

（井上哲也市長）

透明な市政運営、いわゆる議員の口ききの制度についてであります。これも先ほど担当部長が申しあげましたので、重複を避けて答弁をしなかったんですが、担当部といたしましては、特定の者に対し有利な、または不利な取り扱いを求めるなど、職員の適正な職務執行を妨げ、または妨げるおそれがある要望、相談、苦情等を面談等により職員に与える場合には、不当要求行為に該当するおそれがある口ききに当たるものと先ほど御答弁をさせていただきましたとおりであります。

～教育政策について～

教育の政策についての方針ですが、市長は我々との懇談でこれからは子供にお金を使うと繰り返しておられたのに、項目としては、保育園、幼稚園のあり方の検討、待機児童の解消、学力テスト、安全対策、耐震化、エアコン設置、教職員人事権の移譲程度しか挙がっておらず、教育の維新を掲げた市長の政策がこれだけかと驚きます。2年目にしてこの程度の方針ですから、市長は教育については御理解がないか、思いが大きくないことがよくわかりました。

その前提で、挙げられた項目について幾つかお聞きします。

①幼児教育について

まず、市長は、保育園や幼稚園のあり方を考えるとき、幼児教育において大切にしなければならないもの、幼児期に子供たちがしっかり身につけないといけないものは何だと考えておられるのか、なるべく詳しくお答えください。

(赤松祐子児童部長)

幼児教育において大切にしていることにつきまして、保育所では、子供が生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす集団の場にあります。十分に養護の行き届いた環境の中で、生命の保持及び情緒の安定を図ることが求められています。基本的な生活習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培い、人とかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自立、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培っています。

保育の具体的な場面では、安定した人間関係の中で、年齢に応じた遊びを通し、人との関係づくりができ、自分が好き、友達が好き、先生が好きと思える子供を目指しております。

また、子供たちが群れて遊ぶ中でトラブルも経験しながら社会性を育て、自立した生活の基盤となる食事や排せつ、衣服の着脱などの生活習慣を身につけることを大切にしております。

(松井静子教育監)

学校教育部にいただきました御質問について、市長にとのことですが、まずは私からお答え申し上げます。

幼児教育についてでございますが、教育は、子供の望ましい発達を期待し、子供の持つ潜在的な可能性に働きかけ、その人格の形成を図る営みでございます。

幼児一人一人が持つ可能性は、日々の生活の中で出会う環境によって開かれ、環境との相互作用を通して具現化されていきます。そのため、幼稚園では、幼児の生活や遊びといった直接的、具体的な体験を通して、人とかかわる力や思考力、感性や表現する力などを

はぐくみ、基本的な規律を身につけながら、これからの社会をたくましく生きていくための基礎を培うことが大切だと考えております。

また、幼児期の子供たちがしっかり身につけておかないといけないものとしたしましては、基本的な生活習慣、集団生活に喜んで参加する態度、家族や身近な人への信頼感、自分の思いを伝え、相手の話を理解しようとする態度、身体的諸機能の調和的発達を図ることなどが重要と認識しております。

(井上哲也市長)

幼児教育についてであります。幼児期は人間形成の基礎を培う重要な時期であり、すべての子供が一人一人の人格や個性を尊重され、豊かな人間性がはぐくまれるよう、子育て支援を含め取り組みを進めてまいります。

(再質問)

幼児期における教育の重要性についてであります。保育園と幼稚園で別々に答弁が来たということに、非常に驚いております。当然所管する省や部が違いますから、方針が少しの違いはあってもいいと思いますが、しかし子供から見ると、3歳から5歳までは幼稚園に行こうか、保育園に行こうか、全く同じであると考えております。

1点、簡単でよろしいです。わかりやすく教えていただけますようお願いいたします。保育園児と幼稚園児、この3歳から5歳の間に重要な、必要な教育は、市長は何とお考えでしょうか。方針を決めるのは恐らく市長であると考えてるので、市長の明確なわかりやすい答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

(井上哲也市長)

幼児教育についてであります。教育委員会も児童部も同じ答弁をさせていただいているんですが、私からも再度御答弁を申し上げます。

幼児教育についてであります。幼児期は人間形成の基礎を培う重要な時期であり、すべての子供が一人一人の人格や個性を尊重され、豊かな人間性がはぐくまれるということが大切だと思っております。

②教育人事権の移譲について

次に、教職員人事権の移譲を進めることのメリットと、移譲が成功した後に具体的にどのような政策を進めていこうとお考えか、その2点について市長のお考えをお聞かせください。

(松井静子教育監)

次に、教職員人事権の移譲についてですが、教職員人事権の移譲を進めることのメリッ

トといたしましては、地方分権の視点を学校づくりにも応用することにより、地域に根差した質の高い公教育の創造に向け、分権改革としての大きな動きになると考えております。

権限が移譲された後には、受け皿としての三島地区各市町と採用事務や人事交流などの制度設計を行うことや、独自の賞罰規定や法定研修など共同し実施する内容について取り組み、あすの吹田を担う子供たちを責任を持ってはぐくみ、市民の信頼と期待にこたえる学校づくりを進めてまいります。

(井上哲也市長)

教職員人事権の移譲についてでございますが、保護者、市民の教育に対する信頼と期待により一層こたえるため、有為な人材を確保し、吹田固有の制度設計を行ってまいります。

③お弁当の日という施策について

我々吹田新選会が教育において強く訴えていることは、福沢諭吉が学問のすすめで説いたような、国民や市民が一人一人自立し、冒頭の論文でも指摘された国民がみずからのことはみずからの力で解決するという自立の精神と気概を失わないことにも共通します。この考えは、公共施設や市民サービス、住民自治、福祉事業のあり方にもかかわる大変大切なテーマであると考えます。このような自立の気概と精神は、市長や教育監がおっしゃる生きる力の根本であり、小、中の義務教育においてこれをはぐくむことが教育機関の責任であると考えます。

先日お弁当の日を始められた竹下和男先生の講演が保健センター主催で行われました。お弁当の日とは、小学5年生から中学3年生までの児童が、自分でつくったお弁当を持ってくるという取り組みです。お弁当の準備を親が一切手伝わず、子供が自分自身で献立を考え、材料をそろえ、調理をし、弁当箱に詰め、後片づけまでするのであります。

平成22年3月定例会において新選会は1度提案しておりますが、このお弁当の日は、子供たちの教育という目的だけでなく、子供たちを取り巻く環境、家庭や地域、ひいては日本という社会を変えたいという思いの詰まった取り組みであり、再度提案させていただきます。

竹下先生は、お弁当の日によって六つのこと、子供たちが食べ物の命をイメージできるようになる、子供たちの感性が磨かれる、人に喜ばれることを快く思うようになる、感謝の気持ちで物事を受けとめられるようになる、世界を確かな目で見詰められるようになる、そして一家団らの食事が当たり前になることを目指されています。

子供たちは、お弁当をつくる中で想像力の基礎となる感性が磨かれるとともに、食事をつくることの大変さを実感し、毎日の食事や食材、家族や生産者等への感謝の心を持つようになるだけでなく、みずからの行動で人の役に立つ喜びを覚えるなど、たくさんのお手紙を手に入れます。また、自力でお弁当をつくり成長する子供たちとかわることで、家族

や教師、地域も影響を受け、家庭においては一家団らんの食事の場という子供にとって最も大切な教育の場も実現される可能性もあります。

お弁当の日には、このように生きる力を培うための教育的要素のみでなく、私たちの想像を超えるような大変よい影響を市民全体に与える可能性があり、我が市でもぜひ取り組むべきであると考えます。

このお弁当の日は、現在急速に広まり、大阪府では松原市が、全国では47都道府県832校で行われています。前回提案させていただいた際には、実施のデメリットは少ないとのお答えもいただいておりますので、我が市でもお弁当の日を実施すべきではないでしょうか、市長及び教育委員の見解をお聞かせください。

(松井静子教育監)

お弁当の日の取り組みについて、市長及び教育委員にとのことですが、まずは私からお答えいたします。

本市においてお弁当の日の取り組みは行われておりませんが、この取り組みを通じて食の大切さについて意識が高まるのみならず、子供たちが自立し、家庭生活をよりよくしようとする実践的な態度が培われるなど、生きる力の育成が期待されます。

現在、多くの小学校では、6年生の家庭科の授業において、中学生になる自覚を持たせるとともに、栄養バランスを考えたお弁当づくりに取り組んでいるところです。

お弁当の日を実際に取り組むとなると、それぞれの子供の家庭状況等への配慮も含め検討することとなりますが、PTAと実施に向けて協議を始めた学校もあり、今後吹田市の食育推進の一環として進めている「一食つくれる吹田っ子」の育成につながることから、先進事例を参考にしながら研究してまいります。

(小谷泰教育委員会委員)

教育委員会は合議制でございますので、私見となりますが、お答えさせていただきます。

私は小児科医でございますので、食育を推進するという観点から、やはり子供たちが食について関心を持つということは、非常に大切なことだろうというふうに思っております。そして、特に栄養バランスの問題などは、将来の生活習慣病の予防につながるということもございますので、やはりこのお弁当づくりを通して考えるという姿勢を身につけることは、非常に大切なことだろうというふうに思っております。

それから、またお弁当づくりをすることによりまして、毎日の食事の大切さとか、あるいは家族の大切さ、あるいは協力者、周りの者への感謝の心というようなものが芽生えてくれば、これは非常にいいことだろうというふうに思っております。

そういうことで大変にいいことだろうというふうに私は思っておりますので、ただ問題は、これから学校現場とそれから保護者といろいろな話し合いをして、どのような方法が可能であるのかということ、その取り組みについてこれから検討していく必要があるだ

ろうなというふうに思っております。

(井上哲也市長)

お弁当の日の取り組みにつきましては、先ほど教育委員会のほうから御答弁をさせていただきましたが、その判断については教育委員会のほうでされるものと存じております。

～市民満足度について～

市長が出された施政方針のみそは、冒頭にある持続可能性、最適化、透明性を基本に、市民満足度の高い市政への変革を図り、真の地域主権の確立を目指していくことということにあると思うのですが、何をもって市民満足度をはかるのでしょうか。市民満足度調査をされるおつもりなののでしょうか、お答えください。

最近の事業の削減は完全に市民満足度を下げている、我々は市民のクレームを受けるのに大変です。せっかく市報などがあるわけですから、もう少ししっかり廃止や削減の根拠や理由をわかりやすく市民に伝えてください。市長の説明責任が果たせていないと考えます。

(井上哲也市長)

市民満足度についてでございますが、私が申し上げます市民満足度の高い市政とは、将来を見据えた政策や施策全体の中で、広く市民の皆様に評価していただくものと考えております。

柔軟な財政構造を確立することで持続可能性を高め、限られた経営資源の最適化を図り、透明で開かれた市政を推進する、こうしたことを基本に市政運営を進めることが、市民満足度の高い市政の実現につながるものと考えております。

今後とも、改革を一層推進し、市民満足度を高め、未来に希望の持てる市政を実現してまいります。

～維新の会との関係について～

市長は維新の会の顧問を務めておられますが、なぜ維新の会に入られたのですか。どういったビジョンに賛同されて入ったのかをお聞かせいただきたいと思います。

我々から見ると、この1年の市長の活動や今回の施政方針を見ても、維新の会との共通性や親和性がほとんど感じられません。今回の施政方針を見ても、先日維新の会が発表した維新八策とも整合性を感じません。

私事ですが、私も吹田新選会という地域政党の看板で選挙に通していただいたので、日ごろ先輩から新選会の看板に恥じるような言動は慎み、政策の方向性を考えて提案しろと指導を受けています。

もし、市長と維新の会の方向性が違うのであれば、維新の会をおやめになったほうが、市民や我々議会にとってもわかりやすいですし、市長御自身のためでもあるかと思うのですが、この点はいかがでしょうか。市長が維新の会と理念やビジョンを共有しているのかどうか、今後も維新の会のメンバーとして市長をやっていかれるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

(井上哲也市長)

大阪維新の会についてでございますが、私自身が同会を創設した一人であります。後で賛同して加わったということではございません。

現在は、同会の顧問である以前に、吹田市の首長としての立場を最優先に市政の執行に当たっているところであります。

(再質問)

市長が維新の会の創設メンバーということも十分理解しております。当時の方向性を、今も継続されているのでしょうか。当初の思いと今の維新の会の政策についての違い、あるいは同じであるならば同じでも構いません。しかし、その維新の会の政策を吹田市政にも実行していかないというのであれば、維新の会という言葉に市民は期待して投票したと思いますので、その点についての明確な説明も求めます。

(井上哲也市長)

大阪維新の会の関係についてであります。当初は、大阪維新の会設立当時は、WTCへ移転、大阪府庁の移転に賛成、そして大阪都構想に賛成の者が集った大阪維新の会でございます。そのことについては、全く変わっておりません。

吹田市の市政運営について、大阪維新の会と変わっているところがあれば御指摘をいただきたいんですが、私自身は大阪維新の会から、あなたは変わってるという御指摘を受けていませんので。ただ、やっぱり吹田市長としての立場は、市長としての立場でこれから

も優先的に取り組むということも、先ほど御答弁をさせていただきました。

(再々質問)

維新の会との関連ですが、大阪都構想に賛成ということで維新の会を立ち上げられたということなんですけども、市長の答弁で、吹田市は大阪都構想に入らないという御答弁をいただいたと思います。あるいは言うていないのであれば、その点について吹田市は大阪都に入るべきか否か、見解をお聞かせ願いたいと思います。

(井上哲也市長)

大阪維新の会の大阪都構想に吹田市が入らない、という御質問をいただいたんですが、私は決してそんな答弁をさせていただいたことはありません。吹田市が吹田区になるかどうかという御質問をいただいたときには、吹田市は吹田区になる必要はございませんと。大阪維新の会の大阪都構想の大阪市以外の衛星都市は、30万をモデル都市とする、中核市並みの権限を渡すということでございますので、吹田市はまさに35万市でありますから、そのモデル都市ということであれば、区になる必要はないという答弁をずっと申し上げてきましたので、以上、よろしく願いいたします。